

## 地域で育むいずみっこ応援事業補助金交付要綱

制 定 令和5年3月1日 泉地振第1021号（区長決裁）

### （趣旨）

- 第1条 この要綱は、地域の様々な主体が子どもの居場所作りや異なる年齢の子ども同士及び子どもと地域の大人たちとの交流・体験等を通じて、子どもの自主性や社会性を育むことを目的とし、地域で自主的に継続して事業を行う団体を支援するため、「地域で育むいずみっこ応援事業補助金」（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。
- 2 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### （用語の定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、次に定めるもののほか、補助金規則の例による。

- (1) 子ども  
泉区内に在住する主に小学生及び中学生
- (2) 地域  
泉区内の複数の地区連合自治会町内会または単独の連合自治会町内会の範囲

### （補助対象団体）

第3条 この要綱における補助対象団体は、次の各号の要件すべてに該当する団体とする。

- (1) 区内で活動している団体で5名以上の構成員で組織されるもの
  - (2) 公序良俗に反しないこと、かつ特定の政治活動又は宗教的活動に関する団体・グループ等ではないこと。
  - (3) 公益を害するおそれのある活動をしていないこと。
  - (4) 法人格を有していないこと。ただし、特定非営利活動法人はこの限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは対象外とする。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
  - (2) 法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者があるもの。
  - (3) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当するもの。
- 3 泉区長（以下「区長」という。）は、必要に応じて申請団体又は補助事業者等が、前項のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

### （補助対象事業）

第4条 補助金を交付する対象事業は、泉区内において実施する事業とし、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 子どもの健全育成に資する事業を、年6回以上継続的に行う事業であること。ただし、荒天その他のやむを得ない事情により計画回数が実施できなかった場合は、この限りではない。
  - (2) 参加費が無料又は低廉（実費相当額）であること。
  - (3) 横浜市（区役所を含む）から補助・助成及び委託を受けている又は受ける見込みがないこと。
  - (4) その他区長が必要と認める条件
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは対象外とする
- (1) 営利目的又は特定の団体や個人のみが利益を受けるもの。
  - (2) 政治活動又は宗教活動を目的とするもの。
  - (3) 地域住民・団体構成員の交流や親睦を主な目的とするもの。
  - (4) 未就学の子と親が主な対象で、仲間づくりや情報交換、育児の支援を目的としたもの。
  - (5) 学校のクラブ活動及びこれに類する活動。
  - (6) 事業実施を伴わない調査・研究のみのもの。
  - (7) 施設、備品等の整備、購入のみを目的とするもの。
  - (8) 公序良俗に反するもの。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、前条に定める補助対象事業の実施に必要な経費のうち、別表1に定めるとおりとする。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の10分の9（千円未満の端数は切り捨て）、上限10万円のいずれか低い額とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）を区長が指定する期日までに提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 事業収支予算書（第3号様式）
- (3) 団体等概要書（第4号様式）
- (4) 団体等構成員名簿
- (5) 団体等の会則・規則その他これらに類する書類
- (6) その他区長が必要と認めるもの

3 補助金規則第5条第3項の規定により、補助金交付申請書への記載を省略させることができる事項は、同規則第5条第1項第3号に規定する事項とし、添付を省略させることができる書類は、同規則第5条第2項第2号及び第4号に規定する書類とする。

(審査及び交付の決定)

第8条 区長は、前条に規定する申請を受理したときは、その内容を別表2「選定基準」に基づき審査し、補助するべきものと認めたときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定するものとする。

2 区長は、補助金を交付すると決定したときは、補助金規則第8条の規定による補助金交付決定通知は、地域で育むいづみっこ応援事業補助金交付決定通知書（第5号様式）により行うものとする。

3 区長は、補助金を交付しないと決定したときは、補助金規則第6条第3項の規定による補助金を交付しない旨の決定を、地域で育むいづみっこ応援事業補助金不交付決定通知書（第6号様式）により行うものとする。

(交付の条件)

第9条 補助金規則第7条第1項第4号の規定により区長が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認める場合は、交付にあたって条件を付することができる。

(交付決定の取消)

第10条 区長は、交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定内容の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) この要綱又は補助金の交付決定の内容若しくは交付条件に違反したとき。
- (2) 補助対象事業を中止したとき。
- (3) 虚偽の申請若しくは報告又は不正の行為によって補助金の交付を受けたとき。
- (4) 第3条に該当しなくなったとき。
- (5) その他区長が必要と認めたとき。

(申請内容の変更等)

第11条 補助金の交付決定を受けた団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、地域で育むいづみっこ応援事業（変更・中止・廃止）承認申請書（第7号様式）を区長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、変更の内容が軽微な場合には提出を省略することができる。

- (1) 団体の住所又は名称を変更したとき
  - (2) 団体の代表者を変更したとき
  - (3) 補助対象事業の申請内容等を変更又は中止、若しくは廃止するとき
- 2 区長は、前項の規定の申請に基づいて変更等を承認することを決定したときは、地域で育むいづみっこ応援事業（変更・中止・廃止）承認通知書（第8号様式）により、申請者に通知するものと

する。

(申請の取下げの期日)

第12条 補助金規則第9条第1項の規定により区長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が補助金交付決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日目の日とする。

(実績報告)

第13条 補助金規則第14条第1項の規定により補助対象団体が区長への報告を用いる書類は、地域で育むいづみっこ応援事業完了報告書(第9号様式)とし、事業年度終了後30日以内までに、区長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次の書類を添付しなければならない。

(1) 事業実績報告書(第10号様式)

(2) 事業収支決算書(第11号様式)

(3) 領収書等経費の支出を証明する書類の写し(1件の金額が100,000円未満のものに係る領収書等は省略することができる)

(補助金の額の確定)

第14条 補助金規則第15条の規定による補助金額の確定の通知は、地域で育むいづみっこ応援事業補助金額確定通知書(第12号様式)により行うものとする。

(補助金の交付時期及び交付請求)

第15条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業が完了した後に交付するものとする。ただし、区長が補助事業の完了前に補助金を交付しなければ補助事業を実施できないと認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができるものとする。

2 前条に規定する補助金額確定通知書を受理した申請団体は、その写し及び地域で育むいづみっこ応援事業補助金請求書(第13号様式)を区長に提出しなければならない。ただし、前項ただし書きの規定により、補助事業完了前に補助金の交付を受けようとする団体は、第8条に規定する地域で育むいづみっこ応援事業補助金交付決定通知書の写し及び地域で育むいづみっこ応援事業補助金請求書を区長に提出しなければならない。

3 区長は適正な補助金請求書を受理した日から30日以内に補助金を交付しなければならない。

4 補助対象団体は、補助対象事業の完了前に補助金の交付を受け、事業完了後残金が生じたときには、速やかに清算残額を返還しなければならない。

(関係書類の保存期間)

第16条 補助金規則第26条の規定により区長が定める関係書類の保存期間は、補助金の交付を受けた翌年度から起算して5年間とする。

(書類の閲覧)

第17条 補助金の交付を受けた団体及び区長は、横浜市市民協働条例(平成24年6月条例第34号)第7条第4項に基づき、個人情報に該当する部分を除いて、次の各号に定める書類又はその写しを、一般の閲覧に供さなければならない。

(1) 第7条第1項、第2項第1号、第2号及び第5号に規定する書類

(2) 地域で育むいづみっこ応援事業補助金交付決定通知書

(3) 第13条第2項第1号及び第2号に規定する書類

2 前項の閲覧を行う場所及び時間は、横浜市市民協働条例施行規則(平成25年2月規則第15号)

第4条に基づき、次の表のとおりとする。

	補助対象団体	区長
閲覧場所	補助対象団体の事務所又は、補助対象団体が指定する場所	泉区役所総務部地域振興課
閲覧時間	補助対象団体が指定する時間	月曜日から金曜日までの午前8時45分から午後5時まで。ただし、横浜市の休日を定める条例(平成3年12月横浜市条例第54号)で規定する休日を除く。

閲覧期間	前項に規定する書類及び補助金交付決定通知書にあつては、補助金の交付を受けた日から、前項に規定する書類のうち第 11 号様式及び第 12 号様式及びその添付書類又はその写しについては、当該書類を区長に提出した日から 2 年間とする。
------	---

3 閲覧をしようとする者は、閲覧票（第 14 号様式）により申請するものとする。

（調査）

第18条 補助金規則第 27 条の規定により区長は、補助対象団体に対して、補助金の交付を受けた当該年度から起算して 5 年間に於いて、補助対象事業の遂行に関する状況を調査することができる。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 令和 5 年度については、地域で育むいずみっこ応援事業補助金第 4 条第 1 項第 1 号に規定する補助対象事業の実施回数を「年 5 回以上継続的に行う事業」とする。

別表 1 (第 5 条) 補助対象経費

対象経費	内容
報償費	講師（団体構成員を除く）等に対する謝礼に係る費用
消耗品費	単価が 3 万円未満の物品（事務用消耗品、教材費等）の購入に係る費用
印刷製本費	印刷物（チラシ・ポスター等）の印刷製本に係る費用
通信運搬費	郵便、配送・運送の費用
交通費	公共交通機関・タクシー運賃代
使用料	会場や器材等の仕入れ、購入に係る費用
原材料費	事業で使用する食材等の材料購入に係る費用
保険料	活動に必要な保険の加入に係る費用
その他	区長が認めるもの

別表 2 (第 8 条) 選定基準

審査方法	書類審査 ※予算の範囲内で、合計点数の高い順から採択する（同点の場合は、実施がない地域を優先）。 ただし、次の事項に該当する場合は、採択しないものとする。 1 □過去 5 年間に補助金要綱第 10 条に基づく交付決定の取り消しを受けた者 2 □評価項目のうち 1 項目でも 0 点となった場合 3 □合計点数の 6 割に満たない者			
	評価項目	評価の視点	点数	加重配点
選定基準	事業目的	事業目的に沿った事業内容になっているか。	0～5 点	× 2
	実効性	運営体制や実施方法が実現可能な方法になっているか。	0～5 点	× 2
	計画性	6 回以上実施できる妥当なスケジュールになっているか。	0～5 点	× 2
	経費の妥当性	予算計画は妥当なものになっているか。	0～5 点	× 2
	安全性	安全に実施できる体制（保険加入等）を整えているか。	0～5 点	
	継続性	次年度以降も継続して活動できる見込みがあるか。	0～5 点	
			50 点	